

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・高病原性鳥インフルエンザ発生防止のための緊急的な消毒の実施について

所管課（室）名

畜 産 課

告 示

長崎県告示第549号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次のとおり消毒の実施を命ずる。

令和7年11月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- 2 実施する区域及び対象農場
県内全域の全ての家きん飼養農場
- 3 実施時期
令和7年11月10日（月）から令和7年11月28日（金）まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト